平成２１年（フ）第１０６９６号
埼玉県川口市上青木１丁目22―21―109
債務者　市場　　治
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０７２９号
東京都板橋区大谷口北町48―１
債務者　門西　澄子
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０７３１号
埼玉県川越市砂新田３丁目３－１―202
債務者　神　　宏枝（旧姓平澤）
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０７３２号
埼玉県春日部市大枝523―６　ライフタウニィＢ街区５―101
債務者　野澤　城光（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０８０９号
千葉県流山市松ケ丘５丁目731―１　オリエビコーポＫ―101
債務者　安部　和夫
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０８２１号
埼玉県熊谷市小曽根1396―１
債務者　梶原　晴代
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０８２２号
神奈川県相模原市清新２丁目１－７　トラッドハウス７番館402号室
債務者　鹿島恵美子
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０８２３号
神奈川県横浜市都筑区佐江戸町1934―１―606
債務者　阿南　由美（旧姓市坡）
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０８２４号
愛知県岡崎市河原町４―５―202
債務者　今村　健一
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０８２５号
千葉県千葉市花見川区作新台３丁目18―９―202
債務者　坂田　隆幸
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０８２６号
埼玉県さいたま市岩槻区大字飯塚1236―８
債務者　渡　　桂子（旧姓森田）
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０８２７号
北海道釧路市新富士町４丁目７―11栗田淳之助方
債務者　栗田　　瞳
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０８２８号
福島県郡山市並木３丁目１－６―205
債務者　齋藤　房子（旧姓西内）
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０８２９号
東京都板橋区大谷口１丁目21―４―202
債務者　平林　正通
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０８３０号
富山県富山市西長江４丁目８―30―202
フォーブル石金Ｃ棟
債務者　山内　麻美（旧姓黒河）
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部